社懇 3 2
190号

大正十二年三月十四日（兵庫縣）

酒樽工爭議

六、職工側動靜

罷業職工團ハ爭議ノ行詰リニ基キ臨時作業ヲ開始セントシ其ノ準備材料購入並ニ資金調達等ニ目下奔走中ナリ

(イ)西宮町（東部）職工約六十名ハ去ル十日以来山中寅吉方ノ細工所ヲ借入レ準備略ボ成リタルヲ以テ本月十二日ヨリ臨時作業ニ着手シ約五十樽ヲ製造シ之カ販賣方法ニ就テハ酒仲買業者ト何等カノ黙契アルモノヽ如シ

(ロ)今津町（東部）職工等ハ臨時作業ニツキ西宮町職工ト共同シテ業ニ從事スルノ筈ナリシモ

内務省
社會局

1829
法人 協調會